密接関連認定書（文献公知発明として開示）

　　年　　月　　日

承継する「他人の発明」の情報

１．軽減申請に係る特許出願番号　特願　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　（特開　　　－　　　　　　）

２．密接関連要件　　　　　産業技術力強化法施行規則第１条第８号イ

３．職務発明に係る特許出願

５号：公設試

６号：公設試へ移籍

７号：地方独法

８号：地方独法へ移籍

イ：３．の明細書に１．が開示

されている。

※ロ：１．の明細書に３．が

開示されている。

（１）特許出願番号　　特願　　　　－

　　　　　　　　　　（特開　　　　－　　　　　　）

　（２）使用者　　　　下記（証明する者）のとおり

　（３）発明者（職務発明をした者）

　　　　　　氏名

　　　　　　住所又は居所

　（４）発明をした日　　　　　　年　　月　　日

　（５）当該発明をした当時の発明者（職務発明者）の所属及び職務内容

　　　　　（例）研究開発部

　　　　　　　　化粧品の成分開発

４．密接な関係があることの説明

　軽減申請に係る特許出願（特開○○○○－○○○○○○）は、・・・・・・・に関する発明を開示するものである。他方、研究者がなした職務発明に係る特許出願（特願□□－□□□□）は、上記発明の有する・・・・・・・・・という課題を解決すべく、・・・・・・・・・・を最適化するものである（職務発明に係る特許出願の当初明細書段落【●●●●】、【●●●●】参照）。したがって、研究者がなした職務発明に係る特許出願と軽減申請に係る特許出願とは密接に関連している。

上記のとおり、相違ないことを証します。

　（証明する者）

住所又は居所

氏名又は名称

発明者が移籍している場合、使用者（証明する者）は移籍元の研究機関となる。

※２が「ロ：１．の明細書に３．が開示されている。」の場合、４．は以下のように記載。

４．密接な関係があることの説明

　軽減申請に係る特許出願（特願○○○○－○○○○○○）の出願当初明細書には、・・・

・・・・・に関する発明に関して、職務発明に係る発明（特開△△△－△△△△△）が文献公知発明として開示されている。他方、上記軽減申請に係る特許出願は、上記文献公知発明の有する・・・・・・・・・という課題を解決すべく、・・・・・・・・・を最適化するものである（軽減申請に係る特許出願の当初明細書段落【●●●●】、【●●●●】参照）。

したがって、研究者がなした職務発明に係る特許出願と軽減申請に係る特許出願とは密接に関連している。